

# 令和4年度第1回山形県公文書等管理委員会 議事概要

・日 時／令和5年2月21日（火） 午後1時15分～午後3時15分

・場 所／山形県庁12階 1201会議室

・出席者／委 員 伊藤委員長、和泉田委員、佐藤委員、高橋委員  
事務局 総務部次長、学事文書課文書法制主幹 ほか

## 1 開 会

## 2 委員長挨拶

## 3 報 告

### (1) 公文書の管理に係る県の取組状況について

○ 事務局から、公文書の管理に係る県の取組状況について報告を行った。

### (2) 文書管理規程の一部改正について

○ 事務局から、文書管理規程の一部改正について報告を行った。

### (3) 山形県公文書等の管理に関する条例の一部改正について

○ 事務局から、県公文書等の管理に関する条例の一部改正について報告を行った。

## 4 協 議

### (1) 山形県公文書等の管理に関する条例施行規則の一部改正案について（諮問）

○ 県公文書等の管理に関する条例施行規則の一部改正案について、事務局から説明があり、承認された。

### (2) 令和4年度末に保存期間が満了する廃棄予定公文書ファイル等について（意見聴取）

○ 令和4年度末に保存期間が満了する廃棄予定公文書ファイル等について事務局が説明を行い、協議対象公文書ファイルの現物確認（12冊）を委員が行った。

○ 協議の結果、11冊が歴史公文書に該当するとされ、1冊が廃棄について同意された。

#### 【歴史公文書に該当】

①「流域ネットワーク林道葉山線 全体計画調査 空中写真・在中」

②「べにばな国体関係綴」（平成元年度）

③「べにばな国体関係綴 NO.1」（平成2年度）

④「べにばな国体関係綴 NO.2」（平成2年度）

⑤「べにばな国体関係綴 NO.1」（平成3年度）

- ⑥「べにばな国体関係綴 NO.2」(平成3年度)
- ⑦「べにばな国体関係綴 NO.3」(平成3年度)
- ⑧「べにばな国体関係綴 3」(平成4年度)
- ⑨「べにばな国体関係綴」(平成4年度)
- ⑩「べにばな国体関係綴」(平成4年度)
- ⑪「47国体 輸送部関係」(平成4年度)

【廃棄について同意】

- ・「土地改良区解散認可(〇〇)」(昭和60年度)

※ 山形県情報公開条例における不開示情報該当箇所は「〇〇〇」と記載。(以下同様)

- 協議では、各委員から次のとおり質問等があり、事務局が回答した。

<質疑応答等>

- (佐藤委員)

保管継続になっている文書の中で、同じ航空写真はあるか。

- (事務局)

村山総合支庁に確認したところ、30枚すべてではないが、(全体計画に)部分的に使われていると聞いている。

- (佐藤委員)

これは、歴史公文書にすべきだと思っている。この場合には、文書とか計画自体の重要性というよりも、航空写真というものの希少性であるとか、ある程度拝見すると、山の中だけじゃなくて都市部分などについても、十分に映っている。いわば、現用段階での価値とは全く別な形で、細目に即して言えば、24 その他の公文書で、その他歴史資料として重要な価値を有すると認められるものに該当すると思う。

- (和泉田委員)

ある市では、固定資産税の台帳を作るために航空写真のデータがあって、そのように電子データが他のところにあったとしたら、これが重要かどうかは、ちょっと、消極に解すべきではないか。

- (佐藤委員)

今ご指摘いただいたことは、まさにそうだと思う。他のものによって十分に代替可能であれば、この場合には、映っている範囲だけじゃなくて、同時代の同じところの写真が同じような倍率であるのであれば、そちらが残ればまずいい。それが、時代的にもある程度古いとかであれば、活用は十分にあり得る。歴史公文書として目玉になる、面白い資料というふうに位置付けられる面もあると思うので、こういったものを、やはり特徴的な文書として残していくということも大切。

- (高橋委員)

山形県民にとって、あの辺の葉山地域が、山岳信仰があって特別な意味合いがある。私も佐藤委員の意見に同意する。

- (伊藤委員長)

他に同様の写真がきちんと保管されているのであればということですが、他に同

様の写真が保管されているか。

○（事務局）

県が持っている資料としては、他にないと考えられる。

○（伊藤委員長）

であれば、つまり林道工事の関係とは切り離して、歴史公文書にという判断でよろしいか。

○（事務局）

確認だが、全ての航空写真が対象ということではなくて、場所として特に重要と思われるということで今回、歴史公文書とするという理解でよろしいか。

○（伊藤委員長）

葉山という場所、これに関しては個別に歴史公文書で、ということではいかがか。（異議なし）

○（伊藤委員長）

では次に 11 番のべにばな国体について、一括してでもいいですし、どこか気になる場所があれば。

○（佐藤委員）

これは全部、他でもう保管がないということで、ぜひ一括して残すべきだと考える。そして、主務課を含めて、県全体でべにばな国体という非常に県民にとっては大きな事業の文書が残っていないことは、非常に残念なことだと言わざるをえない。その意味で、これは他のものも残っていたら重要であったかわからないが、比較優位の問題で希少性が非常に高いので、ということになる。今後とも、やはりべにばな国体に関しては、ちょうどこれから（保存期間が）切れていくところだと思うので、十分に留意をしていただきたい。

○（伊藤委員長）

ありがとうございます。他に意見は。

○（事務局）

11 番だけ歴史公文書としてはどうかと考えている。基準細目 21 (2) は、県内で開催された主要な式典、行事、大会等に関するもので、重要なものとあり、この 11 番は重要なものといえるのかどうか。イベント等だと必ず配置計画は作られるものなので、重要と言っていいのかどうか。選定にあたって、委員の皆さんからどのように受け止められたのかというところを、なお、確認いただければありがたい。

○（伊藤委員長）

では 11 番の実施本部の従事計画、どんなふうにご覧になったか。どうぞ。

○（佐藤委員）

比較の問題で、やはり数が少ないので、残すべきではないかという考えが一つ。あと極めて実務的なものであって、また何十年後かに国体がやってくる時の参考になり得るのではないか。後者の点を加味して私はこれも残すべきだと考える。

○（高橋委員）

微妙だ。その当時現役だった職員は次、いつ国体があるか。

○（事務局）

約 50 年で 1 回なので、ほとんどないと思う。定年延長によって、もう 1 回回ってく

るかもしれない。あとは、冬の国体が大体 10 年程で 1 回回ってくる。

○（高橋委員）

次は、IT 化も進んで、資料がどれだけ何か参考になるのか、それでさっき微妙と申し上げた。

○（和泉田委員）

（この文書を）どんな風に使えるか考えてみたが、例えば、次回開催の際に、その時点で使える予算と、本文書の現状規模を比較して、何かいろいろ効率化してできるのか。この金だったらどれくらい実施可能かなどという検討材料になるか。そうすると何か歴史公文書であると言えると思う。

○（伊藤委員長）

皆さんの意見を伺った中では、これは歴史公文書ではないという理由は見いだせない。では皆さん、全て一括して歴史公文書ということではいかがか。（異議なし）

私個人的にはこの人員配置は、いろんな意味で参考になるのではないかと思う。今後は、このように人を厚く配置してはやらない方向なんだろう。

では最後の 12 番で土地改良区の本庁に残しているものと両方参考として見せていただいた、歴史公文書には該当しないという案に御意見、御質問は。

○（和泉田委員）

主務課外で本庁に原本があることが確認できたので、該当しないということでよい。

○（伊藤委員）

では 12 番については歴史公文書に該当しないものということでよろしいか。（異議なし）

○（伊藤委員長）

ほかに、今回で 3 回目の廃棄予定の公文書ファイルの意見聴取ということで、何か御意見あればお願いします。

○（佐藤委員）

資料 6 のところで、一番大きな問題として、保管延長がちょっと多すぎる。やはり適切に文書が流れるようにして、廃棄のものは廃棄、特定歴史公文書にするものは特定歴史公文書にするという流れをしっかりと作っていくということが重要。そのための対策をどのように考えているかということが一つ。

あと今回、事前の確認で、廃棄となっていたもののうち、これは歴史公文書に該当する可能性があるのではないかと申し上げたら、保管延長になってしまったものがあった。これをあまりしてしまうとその制度自体が形骸化してしまう面があるので、これについてどのように取り組んでいくかというところを、事務局への問題提起も含めて、何か今のところで考えがあったらお伺いしたい。

○（事務局）

保管延長が多いという問題と、委員の方から歴史公文書ではないかという御指摘をいただいた後に延長に変更されるとのお話だが、一方で、執務室の環境を見た場合に、残っている書類が多いということで、執務室の環境も、書類に埋まっていて、よくないと思っている。そういった問題は県庁内でも指摘をいただいている。職員の意識の問題という面もあるので、今委員から御指摘いただいたことを含めて、職員向けに啓発を図っていきたい。

○（伊藤委員長）

その他何か。

○（佐藤委員）

今回総合支庁のものが多いが、主管課である学事文書課の方で、どれくらい出向くものなのか。特定歴史公文書を選定するにあたって、積極的に出向いてコミュニケーションをとっていきべきではないか。

○（事務局）

令和3年度については、コロナ禍ということもあり、監査については県庁内だけだったが、昨年度委員の皆様から御指摘があったことも踏まえ、今年度は、総合支庁や出先機関などに出向いて、監査指導をしている。公文書選定にあたっての監査ではなく、公文書の管理をきちんとするという意味での、指導という形で入っている。

○（佐藤委員）

今年の特徴として学校資料が上がってきた。組織の存廃など変わらない限り、通常的なところをこの基準細目で選定するのはかなり難しい。もう少し、学校資料の中で残すべきものは何なのかということ、この細目の方に盛り込んで考えていきべきではないか。

○（事務局）

今の御意見に対する回答ではなく、学校教育庁の選定作業した中で、実際あったお話を申し上げますと、廃棄の中で疑義が生じたものとして、学校日誌関係、美術品、その財産関係の処分、事故報告書など、そういったものと類推されるタイトルのは、照会、確認作業を行った。学校日誌については、刊行物としてまとめ上げられていて、残っている方には、職員の出席、欠席だとか、軽微なもので、歴史公文書には該当しないものがほとんどだった。美術品関係についても、高額なものは含まれていない。あと学校事故報告についても、ガラスが割れたなど、重大な事故に該当するものがないということで、そういった確認作業進めて、すべて軽微ということで、廃棄に分類した。

○（佐藤委員）

逆に言うと、学校には法定で決まっている文書がある。学校資料で何を残すべきなのかということ、少し教育委員会ともコミュニケーションを取りながら、しっかりその基準を考えるとすることが必要ではないか。

○（事務局）

学校も教育行政の一つになるので、基本的には基準の中に入るのかと思っており、特にこういった点について支障が生じているとか、もしお気づきの点があれば具体的に教えていただけるとありがたい。

○（佐藤委員）

歴史学の方で学校資料への注目というのが非常に高まっていて、やはり様々な形で活用が図られるということで、注目の議論があるのでそこら辺の知見というのを少し御覧いただきたい。ただ、まだ明確な規定としては全国的にもなかなか乏しいというのも実情。

○（事務局）

後ほど、教えて頂きながら検討させていただく。

○（伊藤委員長）

ありがとうございます。問題提起ということで。

○（佐藤委員）

県立博物館移転の検討が進んでいるというふうに承知している。この委員会の前段階から、県の公文書館をどうするのか、施設をどうするのかという問題があったと思うが、ぜひ、学事文書課としても博物館の方に、公文書館機能を入れていくことができないかというところを担当の方と、話していただきたい。これはやはり施設を作っているという意味で一つ大きな好機だと思う。

○（伊藤委員長）

そこはいろいろな御意見があるということだが、佐藤委員としては、少なくとも動きがあるのであれば博物館の中に公文書館の機能を持たせてということで。そういう関わりは、博物館の担当とあるのか。

○（事務局）

博物館については昨日、2月定例会の知事説明でも触れており、博物館の移転整備に係る基本構想素案の作成に向けて、専門家などから意見を取りまとめ、現状課題の整理、先進事例の調査を行う、と言っている。案を作る前の段階で、学事文書課としては、2月定例会だけではなく、担当課に話を聞いて、情報収集を図っているところ。一方で条例の方では、公文書センターを作るにあたって、将来的な公文書館を見据えていくということを謳っているので、そういう理由もあって、今年度、宮城県の公文書館へ視察に行ったり、それから、職員の研修参加。公文書館になると、調査研究をやらなくてはいけない、歴史公文書の選定をしないといけないということもあり、相当の予算を組んで取り組んでいる。目の前にあるのは博物館だが、全国的に見ると、博物館と一緒にいるところもあり、図書館と一緒にいるところもあり、また県庁に隣接しているところもある。この件についても今後よろしくお願ひしたい。

○（伊藤委員長）

ほか、よろしいか。様々なご意見、進行にご協力いただきありがとうございました。

○（事務局）

伊藤委員長ありがとうございました。その他何か。特に何かなければ。（特になし）

5 その他

（事務局により、廃棄予定公文書ファイル一覧表等の回収）

6 閉 会